

「凡そ敵を料するには之を占はずして戦ふべき者（以下、『呉子』料敵第二よりとる。）」がある。一には敵が甚だしい寒さや烈風に遭い、あるいは長い途上で河を涉つて水を超え、あるいは深雪を克服して進むことにより疲労している時は、それが強敵であつても、これを撃つべきである。二には極暑で日が長い夏の季節に、遅く起きてせわしなく遠路を馳せることで人馬ともに疲れ果て、あるいは渴いていながら水が得られず、飢えていながら未だに食糧を得られない状態の敵であれば撃つべきである。三には敵が嶮しい難所を行こうとしてこれに迫り、前後に進んだり退いたりを繰り返し、あるいは歩調が合つておらず、あるいは紛糾・混乱すれば、遠くても攻めてその乱れているところを撃て。四には敵部隊が遠くから行軍して来て、宿营地の配置が未だ定まらず、あるいは大声で言い争い、あるいは紛糾していれば、疑うことなく急襲してこれを撃て。五には軍旗が擾乱し、士卒がふらふらと動き回り、あるいは私語をしたり目配りしたりしてその様相が尋常でないのは、内変により心に隙があるからである。これを撃つにあたっては速やかにやれ。六には敵が一日中労働して未だ休まず、日が暮れてから兵舎に帰ろうとして、隊伍が乱れて統制がなく、あるいは前に行く者が後となり、後ろを行く者が前になり、左右の頭人や武首（ものがしら）といった集団のリーダーもあるいは士卒に後れたり、先に行ったりする。これは將軍の威厳が軽んじられ、統制が無い状態である。これらを蹴散らすように撃つことに猶予してはならない。七には敵地の人びとが困苦欠乏しているので、掠奪しようにも何も無く、日を重ねるごとに軍が減少していくのであれば撃つべきである。八には敵軍があるいは長雨に逢つて水難に至り、あるいは兵火（戦に伴う出火）や天災などにより困難な状態であれば、四方に逃げられないような衝陣を張り回らし、一方向から押しつぶすようにこれを打撃せよ。九には敵の陣所の水や土が不衛生で人や馬に疫病が流行り、病人が発生しているならば撃つべきである。十には敵將が礼をわきまえずに色を好み、士卒がこれを怨み怒り、軍を挙げて罵詈雑言あらばこれを撃つべきである。これらは私が既に数回敵を撃つて実証した疑うことの無い十勝である。